

## 随意契約結果表(委託等契約)

所属名	観光文化政策課
契約締結年月日	令和2年8月3日
契約者名	株式会社JTB甲府支店
契約名	山梨県高付加価値宿泊施設誘客促進事業運営業務委託
契約金額 (税込み)	253,430,665円
随意契約理由	<p><b>【本事業の遂行に必要な条件】</b></p> <p>①県内宿泊事業者への事業周知、対象施設への支援金交付手続き、予算管理等、円滑かつ適切に事務局の運営ができること。</p> <p>②県内宿泊事業者の販売支援や旅行者の誘客促進に向けて、国の「Go To トラベルキャンペーン」と連携した事業のプロモーションが行えること。</p> <p>③国の「Go To トラベルキャンペーン」が7月22日からスタートしていることから、速やかに本事業を開始できる体制が整えられること。</p> <p><b>【(株)JTBの状況】</b></p> <p>①国の「Go To トラベルキャンペーン」統括事務局に参画し、事業の核となる旅行や宿泊、地域共通クーポンに関する制度運用や管理業務を担い、地方事務局の運営、事業に関する広報・宣伝なども行っていることから、県内宿泊事業者への本事業周知や旅行者に向けたプロモーションにおいて、「Go To トラベルキャンペーン」との連携した取り組みが可能な唯一の事業者である。</p> <p>②国の「Go To トラベルキャンペーン」事務局では給付金の配分や調整等の業務を行うこと、また、令和元年山梨県ふっこう割事業運営支援業務を受託していることから、本事業の支援金給付等事務を実施するノウハウを持ち合わせており、円滑かつ適正な事務局の運営が期待できる。</p> <p>さらに、他に業務の委託が可能と考えられる企業の状況については、Go To トラベル事業において、旅行者や宿泊事業者に関わる制度を運用している事業者は株式会社JTBであり、山梨県内における、国の「Go To トラベルキャンペーン」と連携した本事業を迅速かつ効果的に行える唯一の事業者である。</p>

	<p>よって、競争入札には適さず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により株式会社JTBと契約することとしたい。</p> <p>また、山梨県財務規則第137条第3項の規定により、見積合わせを省略することとしたい。</p>
随意契約の適用条項	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>山梨県財務規則第137条第3項</p>